

令和 7 年 9 月 26 日 招集

令和 7 年 門 真 市 教 育 委 員 会 第 9 回 定 例 会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第9回定例会
令和7年9月26日（金）午後2時
本館4階委員会室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第36号	門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について	1
第4	議案第37号	令和7年度門真市教育功労者の表彰について	3
第5	報 告 案 件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第6		諸報告	9

議案第36号

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部改正について

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年9月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

人事院規則 19-0（職員の育児休業等）の一部改正等に伴い、介護休暇、介護時間の取扱いの変更を行うにつき、本案を提出するものです。

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則（平成25年門真市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇)	(介護休暇)
第10条	第10条
1～4 略	1～4 略
5 1時間を単位とする介護休暇は、1日につき4時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。	5 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した半日勤務時間の範囲内とする。
6～8 略	6～8 略
(介護時間)	(介護時間)
第10条の2 条例第21条の2第1項後段の教育委員会規則で定める介護時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。	第10条の2 条例第21条の2第1項後段の教育委員会規則で定める介護時間の時間は、1日を通じ、始業の時間から連續し、又は終業の時間まで連續した2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
2～3 略	2～3 略

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

議案第37号

令和7年度門真市教育功労者の表彰について

門真市教育委員会教育功労者表彰規程（令和6年門真市教育委員会規程第1号）の規定に基づき、次の者を令和7年度門真市教育功労者として表彰するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年9月26日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市教育功労者を令和7年11月3日の「文化の日」に表彰するにつき、本案を提出するものである。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和 7 年度門真市教育委員会特別表彰の被表彰者について
2	損害賠償請求事件について